

身体障がい者相談員・知的障がい者相談員をご紹介します

相談員は、障がいをお持ちの方々の立場になって、日常生活におけるさまざまな相談に応じるとともに、関係機関の業務に対する協力や支え合い活動の普及を図ることを目的として町から委嘱を受けて活動しています。

日々の生活の中で困っていることや心配なことがありましたら、お気軽にご相談ください。



身体障がい者相談員

うすだ かずし
白田 一士さん(下唐原)
TEL 22-8576



知的障がい者相談員

すみ じゅんいち
角 純一さん(土佐井)
TEL 72-4284

●問い合わせ先 健康福祉課 福祉医療係
TEL 72-3111(内線161)

シルバー人材センターからのお知らせ

●シルバー会員を募集しています。

あなたも、自分の能力と経験を活かして、仲間たちと楽しく働いてみませんか？

町内にお住まいの60歳以上の方なら、どなたでも入会できますのでお気軽にお問い合わせください。

●身近な暮らしのお手伝いをします。

シルバー人材センターでは、庭の草刈り、簡易な屋内外の清掃、粗大ゴミの処分、樹木の剪定作業など、臨時的・短期的な作業をお受けいたします。

事前に費用の見積りを行いご承諾いただく、安心でわかりやすい料金システムです。(早めにお申込みください)

●公益社団法人として地域に貢献します。

地域とのつながりを大切にしながら、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進に努めます。



※写真は、上毛中学校テニスコートの樹木剪定ボランティア活動の様子

●問い合わせ先 豊前・上毛シルバー人材センター
上毛出張所TEL 84-8004

「京築地域在宅医療支援センター」相談窓口の利用について

～がんでも自宅で過ごすための支援をします～

○在宅医療支援センターってどんなところ？

在宅で緩和ケアを希望する患者やその家族などの相談・支援を行うところです。患者・家族から在宅療養上の悩みや不安などの相談を受け、訪問看護ステーションや医療機関の情報提供を行うほか、医療・福祉関係者に対する研修会の開催などを行います。

○どんな人が対象？

重症神経難病や進行がんの方で、在宅で緩和ケアを希望される方が対象で、安心して療養生活を送るための支援を行います。

○どんなことが相談できるの？

例えば、こんな相談がよせられています。
・がんで入院中だが自宅に帰りたい。どうしたらいいか？
・自宅で治療をしたいが、往診してくれる医院はどうやって探せばよいの？
・家族を自宅で看取することはできる？

緩和ケアとは

がんの痛みをはじめとする不快な症状を取り除くための治療を行うだけでなく、精神的な不安などを軽減し、患者さんやご家族の意思を尊重しつつ、生活の質を向上することができるよう支援することです。

お気軽にまずはご相談ください



○誰が相談に対応してくれるの？

相談には、保健師や医師などが対応します。

○相談窓口と時間

「京築地域在宅医療支援センター」
(京築保健福祉環境事務所 健康増進課 健康増進係)
行橋市中央1丁目2番1号 行橋総合庁舎
TEL 0930-23-2690
9:00～16:00(月～金曜日 ※土・日・祝日は除く)

7月は「社会を明るくする運動」月間です

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪の予防と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

次代を担う青少年を非行から守り、非行に陥った青少年の立ち直りを助けるため、地域に理解と協力の輪を広げましょう。豊築地区では下記の日程で「第62回社会を明るくする運動推進大会」を開催します。多くの方の参加をお願いします。

■日 時 7月6日(金)10:00～

■会 場 吉富フォーユー会館

■内 容 創作劇「更正保護の創始者・川村矯一郎」
出演者 中津区保護司会 川村矯一郎顕彰会

●問い合わせ先 総務課 総務係 TEL 72-3111(内線113)

重点目標

「犯罪や非行をした人達の立ち直りを支えよう。」
「犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう。」

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

平成24年度 後期高齢者医療制度の保険料について

平成24年度の保険料は、平成23年1月～12月の所得により決定します。被保険者(加入者)の皆さんへ7月中旬に保険料額決定通知書をお届けします。(詳細については、通知書に同封されているリーフレットでご確認ください)

8月から被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証は、平成24年7月31日までの有効期限となっています。

8月1日から使用できる被保険者証(みず色)は、7月下旬にお届けします。有効期間は平成25年7月31日までの1年間となります。(ただし、保険料の滞納がある場合は、有効期間の短い被保険者証を窓口でお受け取りいただくこととなります)

8月1日以降に医療機関を受診する時は、新しい被保険者証(みず色)を窓口に表示してください。

●問い合わせ先 健康福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線168)
福岡県後期高齢者医療広域連合 TEL 092-651-3111

後期高齢者医療及び国民健康保険被保険者の皆さんへ

限度額適用・標準負担額減額認定証の交付について

後期高齢者医療制度及び国民健康保険の被保険者の方は、次の条件に該当する場合、申請すると外来・入院の際の自己負担限度額※や入院時の食費・居住費の一部負担金を減額する認定証が交付されます。

【条件】 世帯全員の平成24年度住民税が非課税であること

交付を希望される方は、申請手続きをしてください。

※自己負担限度額は、同一世帯全員の平成23年中所得の区分により判定されます。

●後期高齢者医療制度 被保険者の方の場合

現在認定証をお持ちの方で引き続き該当される方へは、8月1日からの新しい減額認定証を7月下旬にお届けします。(申請は不要です)

●国民健康保険 被保険者の方の場合

現在認定証をお持ちの方も、再度申請が必要となりますので、ご注意ください。

《申請に必要なもの》 印鑑・被保険者証

●申し込み・問い合わせ先 健康福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線168)



浄化槽設置整備について

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置を推進しています。浄化槽は、台所、トイレ、洗面所、風呂場など家庭から出る汚れた水をそれぞれのご家庭できれいにするものです。

町では、引き続き設置補助金を増額しています。現在(平成24年6月)、計画基数80基のうち、54基が申請されていますので、年度内に設置をお考えの方はお早めにお申し込みください。

●申し込み・問い合わせ先 建設課 上下水道係 TEL 72-3111(内線192・198)

■補助金額

5人槽	600,000円
7人槽	840,000円
10人槽	1,200,000円

農業集落排水事業について

農業集落排水事業は、水質を保全して生産性の高い農業と活力ある農村社会の形成を目的としています。現在、八ッ並・吉岡、土佐井地区(一部を除く)が供用開始されており、八ッ並・吉岡地区は平成12年10月から現在まで108戸、土佐井地区は平成16年4月から132戸のご家庭が接続を完了されています。事業実施地域でまだ接続が完了されていないご家庭は、できるだけ早く町の「指定工事店」の施工で接続いただきますようお願いいたします。

●問い合わせ先 建設課 上下水道係 TEL 72-3111(内線192・198)